

処分事案

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員が行った行為について、令和 7 年（2025 年）7 月 4 日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校教諭（男性・39 歳）・減給 1 月（10 分の 1）

〈管理監督者〉

豊中市立小学校校長（男性・51 歳）・訓告

2 処分事由等

当該教諭は授業中に同級生の成果物に落書きをしていた児童に対して、指導の中で「嫌がっていることを繰り返し続けることはクソやで。」という発言をおこなった。また、異なる複数の児童に対し、「お前はアホ」との発言もあった。

さらに別の指導場面で、当該教諭は自身が持っていたボールペンのペン尻を児童の額に押し当て直立姿勢をとらせ、2 分程度その状態を保持させたまま強い口調で指導をおこなった。
これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第 29 条（懲戒）

第 1 項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」